

「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」(地域会議)

1対1対談(川越町)会議録

1. 開催日時：平成25年10月31日(木)10時00分～11時00分
2. 開催場所：川越町役場 2階 大会議室
3. 対談町長名：川越町(川越町長 川村 康治)
4. 対談項目：
 - (1)「社会的事業所」について
 - (2)「障がいのある児童へのコミュニケーション支援」
～情報端末(タブレット)の活用について～

5. 会議録

(1) 開会あいさつ

知事

過去2年間は、防災ということで徹底して議論させていただいて、今回は、福祉ということで、これはまた大変重要なテーマです。

この1対1対談は、基本的には来年度の予算に向けて町長がどういうお考えをお持ちなのかと、それを県の予算編成にどう反映するかという視点で行われますので、今日の1つ目のテーマは特に我々も大変重要に思っているところで、大変時宜を得た対談になると思っています。

併せまして、昨日は、夕方にいわゆる車座トーク的な「すごいやんかトーク」というのを、就任以来、昨日で70回目でしたけれども、回らせていただいて、つばめ児童館でNPO法人「子育てサポート ほっとまむ」の皆さんと子育て談義をさせていただきました。

私も今1歳5ヶ月の息子がいるので、そういう意味では子育てをしている方々、あるいは子育てを支えておられる方々の生の声をお聞きすることができて大変よかったですし、町長にもわざわざお越しをいただき、三重県としては、来年、少子化対策や子育て支援を1丁目1番地として取り組んでいこうと考えているところですので、これも大変いい機会をいただきまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。

川越町長

先ほど知事がおっしゃったように、昨日はつばめ児童館でNPO法人「子育てサポート ほっとまむ」のメンバーと対談をしていただきまして、和やかな雰囲気の中でしていただき本当にありがとうございました。

今日は、私との1対1対談を行わせていただきますが、私は、いろんな部門に対して平準的に何でも行っていきたいという考えでおります。昨年まで

の2回は防災をテーマにさせていただきました。今年は、福祉関係のことをテーマにさせていただいて、いろんな面で平均的なことで取り組んでいきたいと考えています。

また、知事におかれましては、いろんな要望を申し上げますが、ぜひお汲み取りいただき前進的なお答えをいただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

(2) 対 談

1 「社会的事業所」について

川越町長

それでは、まず、1点目の社会的事業所の設置実現に向けてについてお伺いしたいと思います。

障がいのある方々も我々と等しく、働きたい気持ちを持っておられます。当町も応援すべく支援活動を展開しているわけですが、その中においても福祉的就労における課題、また、障害者雇用促進法の枠組による一般就労についての課題がたくさん問題を残しているのが現状と思っています。

そのような中、三重県が障がい者支援施策の中の重点取組と位置づけておられる社会的就労制度、社会的事業所ともいいますが、これの創設について、我々は大きな期待を寄せています。

その中で、平成23年1月26日と平成24年3月11日に、三重県社会的事業所に関する調査検討委員会との共催で、社会的事業所に関するシンポジウムが開催されました。その後の平成25年度の動きはどういうふうになっているのか、1点目にお聞きしたいと思います。

知 事

社会的事業所の今後のことでよろしいですね。私は知事就任以来、障がい者雇用、福祉については、私の前や過去と比べていただくと分かりますが、いろいろ力を入れてまいりました。それは私も県内外を問わずいろんな現場を回らせていただいて、機会やしっかりしたサポートがあれば障がい者の皆さんは成長していくし、就労した場合でも経営者側から見ても戦力になるという確信を持っています。

でも、障がい者の皆さんは一人ひとりの状況やご家族、サポートされている状況もさまざまですから、そういう意味では、バラエティに富んだバリエーションのある働き方、人生の過ごし方ができるようにすることが一番大切だと。

私の身の回りでもそういう方がおられますが、障がい者のお母さんたちが、

自分が生きている間は何でもするけど、自分が死んでしまったとき、この子、小さい子と限らず、大人に近い年齢の方もそうですが、どうなるんだろうかと心の底からご心配をされていて、非常に切実な思いをお持ちだという声を私もたくさん聞いています。そういう意味では、そのお母さん方に完全に安心してもらうまでにはいかないにしても、障がいをお持ちの方々が人生を歩んでいけるような働く場、活躍する場、自立していく場、そういう場が必要だと思っています。

そこで、今、町長が提起していただいた社会的事業所、これはご案内の方もたくさんいらっしゃると思いますが、改めて申し上げます。A型の就労施設はいわば訓練の場として位置づけられていたと、普通の一般就労は就労の場、その間に位置するようなタイプの施設で、日本ではまだあまり実例がありません。滋賀県で少し先進的に取り組んでいる状況です。

この違いとしては、社会的事業所では訓練と就労ということで雇用契約をきちんと結ぶこととか、A型就労は訓練ですので、労働法規は適用がありませんが、社会的事業所の場合は適用されると。したがって、働く者として守られる法規がきちんと適用されるということ。

あと、事業所の利益配分に従って給料もきちんと上がっていくような契約になっているということで、障がい者の方々が人生を歩んでいくためにも、そして、いきなり一般就労というのはなかなか大変なケースもありますし、あと、最近、我々が今年の5月から県内事業所1万4,000社を対象に障がい者雇用の実態調査をしています。これほど大規模にするのは珍しいと思いますが。1万4,000社の中でも、一回は障がい者の方を雇ってみるが、それで少し難しいなと思って途切れて、その後は雇わないとか、あるいは、障がいをお持ちの方にとっても、一回働いてみたけれどもやはりなじめなくて、次の再チャレンジが難しいというケースがたくさんあります。我々は、その再チャレンジも応援してあげたいのですが、いきなりまた一般就労に戻るのではなく、その前段階の就労の中でのファーストステップとして、例えば社会的事業所のような新しいタイプのものがあれば、それは障がいをお持ちの方にとっても、また、そういうところで一定のファーストステップを積んでから一般就労に行くというようなことがあれば、雇う側の方々にとっても一つ材料が増えると思っています、そういう社会的事業所の重要性というのは今非常に感じています。

そこで、平成24年度から社会的事業所を三重県でモデル事業的に導入しようと考えていたわけですが、県の予算の設計の仕組みが、市町の負担が多くなるとか、あるいは、継続的にできるかどうか分からないとか、そういうようなことで補助制度の設計があまり良くなかったので、実は一度は断念をし

ました。

そこで、市町の皆さんにいろいろお話を伺い、何とか来年度には市町や事業所の皆さんと調整を進めて制度設計をしたいと思います。例えば補助の基準額についても、A型就労よりも市町や県が出すお金があまり高くないようにするとか、あとは、補助開始から3年間はきちんと出るようにするとか、そのようないくつかの配慮をしたうえで、詳細は11月5日に市町の皆さんに担当者から説明をする予定のようですが、何とか来年度、社会的事業所の補助スキームを作って、県内でいくつか社会的事業所、新たな形の、多様な形の、障がい者の皆さんが活躍する場を創設するべく、今、努力をしているところです。そういう意味では、町長がおっしゃっていただいたように大変重要な制度ですから、何とか制度を創設したいと思います。

また、その創設のあかつきには、川越町で社会的事業所をやってみようという意欲がある法人の方がおられましたら、ぜひ前向きにご検討いただくようお願いしたいと思います。

川越町長

知事は相当いろいろと研究をされているようですので、11月5日に説明会があるということで、当町からも担当を出すつもりでおります。

そんな中で、障がいのある方々に限らず、さまざまな社会的困難や働きづらさを持っている方々にも、一般就労でもない福祉的就労でもない、第三の道の社会的事業所の設立に向けての取組は、我々も期待するところであります。これから26年度に向けていろいろと考えていただくようですので安心はしておりますが、その中でいろんな課題が各市町から上がってくると思います。その中でも折り合いのできる課題、できない課題がありますので、その辺もまた細部にわたってお互いに検討し合って前進していかなければならないと思っていますので、その辺の調整を県の方でどのように図っていただくのか、その方針をお聞かせいただきたいと思いますが、それは、11月5日の説明会で出るのでしょうか。

知事

詳細は11月5日にお示ししたいと思っていますが、町長がおっしゃっていただいたように、特に障がい者の分野にかかわらず、福祉はやっぱり人それぞれ、地域それぞれだと思いますので全部にうまくいけるかどうか分かりませんが、丁寧にやり取りをし丁寧に声を拾うことは大変重要なことだと思いますから、11月5日に説明して終わりというのではなく、それをふまえて、それぞれの市町からご意見いただいたことについて可能な限りの調整を

して丁寧に、先ほども言いましたが、平成24年度で一回断念していますので、そういうことを繰り返さないように市町の皆さんと綿密に打ち合わせをさせていただいての制度設計を。

結局、制度をつくっても、県のものだけではなくて行政全般に、実は今、私は、農林水産省と農地法のことで対立しているのですが、制度をつくっていても、使われない制度というのはそもそも制度設計に問題があるのに間違いないので、せっかく社会的事業所の制度を創設しても使っていただかなければ意味がありませんから、そういう意味では、町長がおっしゃっていたように、綿密にご意見をお伺いして、制度のブラッシュアップに努めていきたいと思えます。

川越町長

当町の想いとしては、先ほどから言っております社会的事業所のことは魅力に思っていますので、ぜひとも実現をしていただくようお願いしたいと思えます。障がいをお持ちの方が生き生きと働けるそういう社会的事業所を一日も早く実現できるような体制づくりをぜひとも県の方でお願いしたいと思えます。

2 「障がいのある児童へのコミュニケーション支援」～情報端末（タブレット）の活用について～

川越町長

障がいのある方が自分の意思を伝達するのに、今、情報端末のタブレットの活用がいろいろと研究をされているようです。障がいのある方々が、コミュニケーションができるようになるためには、タブレットの端末をどのように活用したらいいかということで、施設だけではなく、学校等の教育現場でも使えるような、そして、家庭でも使えるような状況をつくってきたいという気持ちです。その取組の現状や成果等を県ではどのように調査・研究に取り組んでいただいているかということをお聞きしたいと思えます。

知 事

町長がおっしゃっていたように大変重要な点で、今、県の関係部署でやっていることをまず少し申し上げますと、津に草の実リハビリテーションセンターという県内唯一の肢体不自由の病院施設ですが、そこで大体5歳から18歳ぐらいの脳性麻痺の小児の子たちを中心に、言語音声表出訓練といまして、多くの子が、昨年度は19名ぐらいを対象に140回くらいやりました。音声表出、つまり、話をするのが難しいという子が多いので、その子た

ちにそのタブレット端末を見せて、そのタッチパネルの絵やイメージ図のようなものを触ってもらうことで意思表示をしてもらうという訓練を、リハビリの一環として草の実リハビリテーションセンターでは結構使っていて、その成果をいろんなところに情報提供していこうということでやっています。

それから、特別支援学校でも、肢体不自由の児童生徒に対して、タブレットにかかわらずパソコンも含めてですが、物や活動を示す絵のカードや写真のカードなどを選択してもらい、これも意思を示すために、それをパソコンからタブレットに保存して、いざというときに「こういう思い」「こういうのが好き」とか「こういうのを楽しいと思う」というような意思表示ができるようなことを行っています。

それから、聴覚障がいの子どもたちが映像を見て理解でき、テレビやいろんな映像、学ぶツールみたいなものを活用できるように画面に字幕を表示できるようなことで使えるソフトウェアや教材づくりをしています。

このような形でいろいろ今のICT機器のイノベーションに合わせて使わせていただいているところですが、先ほども申し上げましたとおり、障がいをお持ちの方々にとって、その障がいの状況というのはそれぞれ違うので、やはりいろんなバリエーションがあったほうが当然いいと思います。

ソフトウェアのIT企業からすれば、マーケットが小さいと開発してもあまりもうからないので開発したがるらないのですが、それをこういう障がい者の方々のためにということで、障がい者の方々と企業が連携をしてソフトウェアを開発することなどに補助が出る制度が国にはあります。これは、マーケットが小さく、企業のインセンティブがわからない中で、それを国が補助をすることはいいことだと思うので、県としては、そういうものの活用の支援を一緒にやらせていただいたり、そういうものの成果の普及を今やらせていただいています。そういう意味では、いくつか今、取組もしていますが、いろんな方々のニーズを聞きながら、どういう方法がいいのかというのは常に模索をしていきたいと思っています。

川越町長

情報通信関連企業や大学の研究技術センターなどとタイアップしていろいろなことを開発していただいていると思います。

その中で魔法のプロジェクトですか、これは、東京大学の先端科学技術研究センターと情報通信関連企業が、携帯の情報端末を活用して障がい児の学習と生活支援を行うと。それが「魔法のプロジェクト」ということでスタートをしていると聞いております。三重県でも、三重大学教育学部附属特別支援学校と三重県特別支援学校北勢きらら学園が、この事例研究のプロジェクト

トの協力校として参加していると聞いておりますが、それがこの実証研究によって検証されたことを受けて、県も導入に向けて特別支援学校等にタブレット端末を配備して積極的な学習のきっかけにつなげていただきたいと思います。

また、その他に、家庭や社会福祉施設、これらの支援体制も連携づけた施策があればお聞きしたいと思います。

知 事

北勢きさら学園が参加してもらっている「魔法のプロジェクト」は、プロジェクト自体は承知していますが、どのタイミングでどういう成果が出てくるのかというのは、我々もまだ詳細を聞いていないので、その成果が出てきた段階で、それをどのように三重県なりに特別支援学校や家庭や施設にカスタマイズできるのかということを検討させていただきたいと思います。でも、そういうプロジェクトに三重県の関係のところが参画をしているのは大変ありがたいことですので、情報収集をしてやっていきたいと思います。

それから、こういうタブレット端末を家庭や施設でということについては、まだそういう大きな施策みたいなのはありませんが、まずは、教育の場面や県のリハビリテーション施設の場面で活用してみる中で、どういう展開が図れるか常に意識しながらやっていきたいと思います。

川越町長

先ほど知事から、コミュニケーションの方法は絵カードまたはサインカードというお話がありましたが、その活用も一つであります。それをパソコンに入力することがなかなかできない場合は、そのカードを持ち歩いて、カードを探してそれを差し出して示すこともしていただいたみたいですが、なかなかこれは大変ということです。先ほど申し上げました携帯の情報端末の利用が一番有効であるという声も父兄の方からも聞いております。それなら、やはり学習面にもいろんなことで困ったときにでも使えるからということで、ぜひとも活用を進めていきたい。それが生活の補助手段とか、将来的に大きくなった場合にそれが使えたら、何らかの有効性が見られるのではないかと考えています。その辺もいろんな実験の検証をふまえて取り組んでいただきたいと思います。それに対して、使う方の指導、研修も併せてお願いしたいと思っていますので、どうぞよろしく申し上げます。

(3) 閉会あいさつ

知 事

今日は、特に障がいをお持ちの方の活躍の場、あるいはその生活のサポートというようなことが主にありましたが、先ほど来、私も繰り返して申し上げているとおり、一人ひとり状況が違うわけです。家族の状況も生活の状況も障がいの状況も全然違う。そういう方々に対してどう対応していくのか。行政は、最大公約数というか、みんなに共通するものに対策を取る傾向がありますが、福祉は実は逆で一人ひとりが全然違うので、その方々にどう対応していくかということなので、行政の通常的手法とは違うところが多々あります。そういう意味でいろんな主体の皆さんが一緒になってやらなければいけなくて、それぞれの顔が見える意思疎通の関係というのが特に重要ではないかと思えます。

在宅医療で小児の部分について、国から指定を受けて全国8箇所の中に三重県を入れてもらいましたが、それは、今、高齢出産やいろんな状況があつてNICUに入っている子どもたちがたくさんいて、少子化になっているのにそういうところに入っていく子どもたちの数は全然減らないと。それで、危機を迎えるお母さんの状況もある。そういう中で、その子たちがNICUから出た後、どうサポートしてあげたらいいのかというのが非常に難しい中で、三重県は最近、小児在宅について連携体制のスタートを切らせていただきました。

そのときにも、僕は挨拶で申し上げたのですが、それぞれの知識や技術、経験は大事だし、今のタブレット端末ももちろん大事だし、いろんな手法、ツール、経験、知識というのも大事ですが、それだけではやはり駄目で、関係者の顔が見える関係でネットワークもイノベーションしていかないと、そこが強くなっていかないと、結局は一つの主体でその人たちの命を守っていくことはすごく難しいので、そういう意味では、今日、いろんなお話もさせていただきましたが、県、市町、それから多くの関係者の皆さんの顔の見える関係も強化していくことが大事だと改めて思いました。また、引き続きよろしくお願ひしたいと思えます。